

(2) 市民一人当たりの都市公園面積

行政区域、都市計画区域 面積・人口

(令和5年3月31日現在)

区 分	市 全 域	都 市 計 画 区 域 内
①面 積(ha)	141,183	23,490
②人 口(人)	680,913	665,704

③都市計画決定している公園 (すべて都市計画区域内)

区 分	計 画		供 用 (開 設)		開 設 率 (面積当り)
	箇所数	面 積	箇所数	面 積	
合計	169 箇所	1,261.38 ha	154 箇所	379.55 ha	30.09%
(葵区)	57 箇所	855.89 ha	55 箇所	176.20 ha	20.59%
(駿河区)	57 箇所	121.43 ha	56 箇所	105.82 ha	87.14%
(清水区)	55 箇所	284.06 ha	43 箇所	97.53 ha	34.33%

④都市計画決定公園以外の公園 (すべて都市計画区域内)

区 分	供 用	
	箇所数	面 積
合計	380 箇所	89.17 ha
(葵区)	107 箇所	21.85 ha
(駿河区)	90 箇所	26.18 ha
(清水区)	183 箇所	41.14 ha

⑤開設(供用)公園

区 分	市 全 域	
	箇所数	面 積
開設(供用)公園計	534 箇所	468.72 ha
(葵区)	162 箇所	198.05 ha
(駿河区)	146 箇所	132.00 ha
(清水区)	226 箇所	138.67 ha

⑥市民一人当たりの都市計画決定公園面積 (③/②)

区 分	市 全 域	都 市 計 画 区 域 内
人口一人当たり面積	18.52 m ²	18.95 m ²

⑦市民一人当たりの開設公園面積 (⑤/②)

区 分	市 全 域	都 市 計 画 区 域 内
人口一人当たり面積	6.88 m ²	7.04 m ²

(1) 開設公園面積には、墓園・都市公園法第二条の二以外の公園・児童遊園の面積を含まない。

(2) ③の都市計画決定している公園には緑地を含み、④の都市計画決定以外の公園には緑地・緑道を含む。

(参考)都市計画公園の名称の番号について

○・○・○

区分 規模 一連番号

・区 分

2	街区公園
3	近隣公園
4	地区公園
5	総合公園
6	運動公園
7	特殊公園の内、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園
8	特殊公園の内、動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園
9	広域公園

・規 模

2	面積1ha未満のもの
3	面積1ha以上4ha未満のもの
4	面積4ha以上10ha未満のもの
5	面積10ha以上50ha未満のもの
6	面積50ha以上300ha未満のもの
7	面積300ha以上のもの

・一連番号:当該都市計画区域内における公園の区分ごとに一連番号を付しています。